

1 市立札幌清田高等学校PTA

(1)会 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は市立札幌清田高等学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員が、相互に協力して、家庭と学校、社会における生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために必要な各種の事業を行う。

(会員)

第4条 本会は本校生徒の保護者と本校教職員をもって組織する。

(校長)

第5条 校長は学校経営の立場から会務全般について、意見を述べ諸会議の決定に参加する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

会 長	1名
副 会 長	4名(P各学年1名, T1)
会計監査	4名(P4)
書 記	4名(P2, T2)
会 計	2名(P1, T1)

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計監査は総会において選任する。

第8条 書記、会計は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、役員、委員を認証するとともに諸会議を司る。但し、会務のうち、会計事務に関する権限の一部を校長に委任する。
2. 副会長は会長に事故あるときは代行する。
3. 会計監査は、会計の監査にあたり、年度当初の総会において、会計の監査報告をする。
4. 書記は議事を記録し、関係文書を保管する。
5. 会計は収入、支出を記録し総会において決算を報告する。

(総 会)

第10条 本会は毎年1回4月に定期総会を開いて、会務、決算の承認、予算、年度計画、役員の変更、その他重要事項について決定する。総会は、

委任状を含めて、会員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
臨時総会は必要に応じて会長が随時招集することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、本会役員をもって構成し、本会の運営、事業について、企画立案し執行する。

(委員会)

第12条 本会は会務の円滑な運営を図るため、次の委員会をおく。各委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

運営委員会

学年委員会

進路対策委員会

専門委員会

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、本会役員、正副学年委員長、ならびに各専門委員長をもって構成し、会長がこれを招集し、必要事項を協議する。

(学年委員会)

第14条 学年委員会は当該学年の学級委員をもって構成する。学年委員会の正副委員長は各学年の学級委員から互選する。

1. 学年委員会は、その学年に係る必要な事項について審議する。尚必要により学年集会を開いて協議する外、重要な事項について会長に報告する。

(進路対策委員会)

第15条 進路対策委員会は以下の委員によって構成される。

P T A 副会長 (1名)

各学年委員長 (3名)

副校長または教頭 (1名)

進路指導部長・副部長 (2名)

1. 進路対策委員会の委員長はP T A副会長とする。副委員長(2名)は互選とする。
2. 進路対策委員会は、模試・講習の企画・実施、模試・進路の会計業務を行う。

(専門委員会)

第16条 専門委員会として、次の3つをおく。

環境委員会

研修委員会

広報委員会

1. 各専門委員会の正副委員長は各委員から互選する。

(学級委員)

第17条 各学級に学級委員を置く。学級委員は各学級ごとに選出された2名の保護者とする。正副委員長以外の学級委員は、第16条の専門委員会のいずれかに所属するものとする。

(会 計)

第18条 本会の経費は会費、入会金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則の制定)

第20条 本会の運営に関し必要な事項については、この会則に則り役員会で協議し、細則として別に定めることができる。

(改 正)

第21条 この会則の改廃は総会の決議による。

(附 則)

第22条 この会則は昭和50年4月30日から施行する。

この会則は昭和51年4月17日から施行する。(改正)

この会則は平成13年4月27日から施行する。(改正)

この会則は平成25年4月26日から施行する。(改正)

この会則は平成26年4月25日から施行する。(改正)

この会則は平成30年4月1日から施行する。(校名変更に伴う)

(2) 役員(候補)選考に関する細則

PTA会則第20条により役員(候補)選考に関する細則を次に定める。

第1条 会則第20条に則り、役員候補を選考するため選考委員会を設置する。

第2条 本委員会は、会則第7条により総会で選任される役員の候補者を選考する。

第3条 本委員会の委員は、各学年の学年委員長、学年副委員長(各学年2名)、学校側2名とし、委員長は互選とする。

第4条 本委員会は年度始めの総会までに役員候補を選考し、総会に諮る。

第5条 この細則は昭和63年3月25日より施行する。

この細則は平成13年年4月27日より施行する。(改正)

(3) 会費に関する特別規程

PTA会則第19条によりPTA会費に関する特別規程を次に定める。

(人会金の免除)

第1条 入会金については、次のとおりとする。

1 兄弟姉妹がすでに在籍し、入会している場合は、入会金を免除する。

2 兄弟姉妹が同一学年に入学し、入会する場合は、一人分の入会金とする。

(会費の免除)

第2条 兄弟姉妹が共に在学している場合の会費については次のとおりとする。

1 上級学年に在学している分については、通常会費を免除する。

2 同一学年に在学している場合は、年齢差又は長子について前号を準用する。

(附 則)

第 3 条 本規程は昭和50年4月30日より施行する。

本規程は平成13年4月27日より施行する。(改正)

本規定は平成29年5月11日より施行する。(改正)

(4)慶弔規程

PTA会則第20条により慶弔規程を次に定める。

(弔 慰)

第 1 条 会員等の弔慰については次のとおりとする。

1 弔慰は次のとおりとする。

イ、保護者、生徒、教職員死亡

2 弔慰金は保護者、生徒および教職員が死亡の場合、10,000円と生花を供する。

3 特別の場合は役員会で協議決定する。

(表 彰)

第 2 条 本会のため特に尽力した会員に対しては、役員会において協議し、表彰することができる。

第 3 条 本規程は昭和50年4月30日より施行する。

本規程は平成6年4月28日より施行する。(改正第2条)

本規程は平成10年4月28日より施行する。(改正第1条)

本規程は平成13年4月27日より施行する。

本規定は平成25年4月26日より施行する。(改正)

2 市立札幌清田高等学校体育文化振興会

(1)会 則

(目 的)

第 1 条 本校生徒の体育文化活動の振興をはかり、併せて会員の体育文化活動を推し進め相互の親睦をはかることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は市立札幌清田高等学校体育文化振興会と称し、事務所は市立札幌清田高等学校内におく。

(会 員)

第 3 条 PTA会員及び本会の目的に賛同する有志によって組織する。

(事 業)

第 4 条 本会はその目的を達成するため、生徒の教科外活動後援、会員の体育文化活動の後援、その他必要な事業を行う。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおき、その任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

理事長	1名
副理事長	若干名(内P. T. 有志)
会計監査	2名
会 計	2名
理 事	若干名(新P. T. 有志)

(校 長)

第 6 条 校長は学校経営の立場から会務全般について意見を述べ諸会議の決定に参加する。

(役員を選任)

第 7 条 理事長、副理事長、会計監査は総会において選任する。

第 8 条 会計、理事は、理事長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 理事長は本会を代表し、会務を総理し、会計、理事を認証するとともに、会議を司会する。ただし、会務のうち会計事務に関する権限の一部を校長に委任する。
2. 副理事長は、理事長事故あるとき、代行する。
3. 会計監査は、専ら会計監査にあたり、定期総会において監査報告する。
4. 会計は収入、支出を記録し、総会に報告する。
5. 理事は議事を記録し、理事長より委任された庶務を処理する。

(総 会)

第10条 本会は毎年1回4月に定例総会を開き、会務決算の承認、予算の決定、役員の変更その他重要事項について決定する。臨時総会は必要に応じて理事長が随時招集することができる。

(理事会)

第11条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、運営委員会で審議検討された事項、及び本会の運営に必要な事項を企画立案し、執行する。

(会 計)

第12条 本会の経費は会費、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(細則の制度)

第14条 会務を処理するため理事会で、協議し、細則を別に定めることができる。

(改 正)

第15条 会則の改廃は総会の決議による。

(附 則)

第16条 この会則は昭和51年4月1日から施行する。

この会則は昭和55年4月26日から施行する。(改正)

この会則は昭和61年4月1日から施行する。(改正)

この会則は平成13年4月27日から施行する。(改正)

この会則は平成30年4月1日から施行する。(校名変更に伴う)

(2)運営細則

体育文化振興会々則第14条により、運営細則を次のとおり定める。

(運営委員会)

第 1 条 会務の円滑に処理するため学校内に運営委員会を置く。

第 2 条 運営委員会の構成は次による。

副校長、教頭、事務長、各学年主任、校務分掌の各部の代表各1名、文化系クラブ顧問、体育系クラブ顧問の代表各1名、会計担当者

(運営委員の任務)

第 3 条 運営委員の任務は次による。

(1)予算案の作成

(2)事業計画案の作成

(3)予算執行上必要な場合の審議検討

(4)その他理事会から付託された事項

(事業の範囲)

第 4 条 会則第4条に基づき次の事業を後援する。

- (1) 対外行事参加規定に定められた大会に参加する場合
- (2) 学校行事への後援が特に必要な場合
- (3) 会員の体育文化活動で後援が特に必要な場合
- (4) その他、本校体育文化活動の振興に必要な施設設備の充実であり、とくに補助が必要な場合である。

第 5 条 生徒付添旅費等は、部活動指導手当規定の定めるところによる。

(改 正)

第 6 条 細則の改廃は理事会の決議による。

(附 則)

第 7 条 この細則は昭和51年4月1日から施行する。

この細則は平成3年4月1日から施行する。(改正)

この細則は平成13年4月1日から施行する。(改正)

会則、細則改訂にともない体育文化振興会申し合わせ事項については全て、平成13年4月1日より廃止する。

この細則は平成30年4月1日から施行する。(校名変更に伴う)

札幌清田高等学校清流会-後援会-

(1)規 約

第1章 総 則

第 1 条 この会は、札幌清田高等学校清流会という。

第 2 条 この会は、事務所を札幌清田高等学校内に置く。

第2章 目的および事業

第 3 条 この会は、会員の親睦をはかり教養を深めるとともに、札幌清田高等学校の教育活動振興に寄与することを目的として次の事業を行う。

- 1 会員の教養講座等の開設
- 2 学校教育活動の援助
- 3 施設設備の充実
- 4 国際交流事業への援助
- 5 その他この会の目的にふさわしいと認められる事業

第3章 会 員

第 4 条 この会の会員資格は、次のとおりとする。

- 1 正 会 員 札幌清田高等学校のPTAの会員であったもの。
- 2 賛助会員 この会の趣旨に賛同し、役員会で入会を認めたもの。

第4章 会 計

第 5 条 この会の事業は、会費および寄付金その他をもって経理する。

- 1 正会員の会費は1人1,000円とし、1回限りとする。
- 2 賛助会員の会費は1口5,000円とし、1口以上とする。

第 6 条 この会の会計は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日終る。

第5章 役 員

第 7 条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	若干名
常任理事	2 名	理 事	若干名
会 計	2 名	監 事	2 名

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、会を代表し、会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- 3 常任理事は、会長の委嘱を受けて日常の業務を司る。
- 4 理事は、会務を執行する。
- 5 会計は、会長の委嘱をうけ、この会の会計業務を処理する。
- 6 監事は、この会の業務および会計を監査する。

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 この会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の議を経て推薦し、重要な会務の相談にあずかる。

第11条 この会の事務を処理するために、必要に応じて職員を置くことができる。

第6章 会 議

第12条 この会の会議は役員会ならびに総会とし、役員会は毎年会計年度初めと、会計年度終了後、その他会長が必要と認めたとき開く。
総会は、会長または役員過半数が必要と認めたとき開かねばならない。

第13条 役員会は次の事項を付議する。

- 1 会務報告
- 2 収支予算及び決算
- 3 事業計画
- 4 規約の改廃
- 5 役員選出
- 6 その他必要事項

第14条 この会は必要によって特別委員会を設けることができる。

- 1 特別委員会は、役員会の選考にもとづき会長が委嘱した委員によって構成される。
- 2 特別委員会は、この会の事業運営に関し、特別の目的遂行に必要な事業を計画し実施する。

第7章 付 則

この規約は、昭和53年3月10日より発効する。

※役員改選内部規約

1. PTA 会長は、副会長に就任する。
2. 3 学年委員長は、会計（1 年間）→監事（1 年間）の 2 年間で終了。理事には入らない。
3. 3 学年副会長は、監事（1 年間）のあと理事になる。
4. 理事は、原則として毎年度 1 名ずつ退任する。全体のバランスを保つ。